

令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 江本浩二 外58名

被告 沼津市長 頼重秀一

証拠説明書(10)

令和6年12月23日

静岡地方裁判所民事部

御中

原告ら訴訟代理人弁護士

同 弁護士

同 弁護士

佐 竹 俊

石 井 光

近 藤 麻



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲58	環境アセスメント法の目的など (写し)	令和6年	国土交通 省中部地 方整備局	環境アセスメントの手続きの流れ、環境影響評価法上のアセスメント対象事業について等。
甲59	静岡県環境影響評価条例 (写し)	平成11年 3月19日	静岡県	静岡県が環境影響評価法の対象外事業についても、自治体として独自に環境アセスメント制度を作り、条例の対象事業についてはアセスの実施がなければ事業を実施してはならないとしていること等。
甲60	静岡県環境影響評価条例 施行規則 (写し)	平成11 年4月20 日	静岡県	本件新中間処理施設事業が、静岡県環境影響評価条例で定められる環境アセスメントの実施義務対象事業にあたること等。
甲61	職員措置請求(住民監査 請求) (写し)	令和 6年3月 8日	原告ら	原告らが令和6年3月8日に、本件新中間処理施設事業は、本件覚書違

				反、選定経過の違法性のほか、条例で定められた環境アセスメントの不実施、都市計画法違反の違法があること等を理由に市長及び会計管理者への損害賠償請求を求めて監査請求を申し立てたこと。
甲62	沼津市職員措置請求にかかる口頭陳述 (写し)	令和6年4月11日	原告江本浩二	同上。
甲63	沼津市職員措置請求に係る監査の結果について (通知) (写し)	令和6年4月26日	沼津市監査委員	原告らの甲23の監査請求結果を棄却したこと。被告が、都市計画決定については敷地造成工事の段階では必要がないとし、環境アセスメントの不実施についても、対象施設に該当していない、廃棄物処理法上の生活環境影響調査は実施している等主張したこと等。